

第4期財政健全化推進計画

【平成24年度～28年度】

鹿 沼 市

制 定／改 訂 履 歴

版数	制定／改訂内容	改訂頁	制定／改訂年月日	承認者	作成
1	制定	—	24. 4. 1	市長	財政課

鹿沼市第4期財政健全化推進計画

計画期間 平成24年度～平成28年度

はじめに	1
経過	2
財政の現状	3
I. 歳出の抑制について	8
1. 義務的経費の抑制	
2. 物件費の抑制	
3. 補助金の整理合理化	
4. 維持補修費の抑制	
5. 特別会計繰出金の抑制	
6. 事業評価	
II. 財源の確保対策について	11
1. 市税の確保	
2. 使用料手数料等の適正化	
3. 遊休未利用地の積極的売却	
4. 税外収入未収金対策の強化	
5. ふるさと納税制度の活用	
6. 新たな財源の確保	
III. 市債の健全化について	13
1. 市債借入の抑制等	
2. 銀行等縁故債入札制度の継続	
IV. 基金の確保について	15
1. 財政調整基金の確保について	
V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について	16
1. 実質赤字比率の抑止	

- 2. 連結実質赤字比率の抑止
- 3. 実質公債費比率の抑制
- 4. 将来負担比率の抑制

おわりに 17

中期財政計画 18

資料編

第3期財政健全化推進計画（改訂版）進行状況データ集

第4期財政健全化推進計画

はじめに

本市では、これまで、間断なく改革を進め、「財政健全化」に取り組み、着実な成果を挙げてきました。

しかしながら、わが国の経済は、世界金融危機の発生以降、世界的な経済悪化や円高等により、過去に経験のない厳しい状況が続いており、国や県においても財源不足解消に向けてのさまざまな取組みがなされています。本市にとってはその動向を注視していくとともに独自の取組みを行う必要があります。

また、少子高齢化の進展、特に生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、生活環境の改善や医療技術の発達などに伴う長寿化による社会保障費の増加が見込まれていること、さらには合併により優遇されていた普通交付税措置が平成27年度で終了することなどを勘案すると、今後ますます財政運営が逼迫して行くものと予想されます。

さらに、平成19年6月15日に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標の公表と比率に応じた対策が求められるようになりました。

このような急速な変化に対応し、第6次総合計画での財政基盤安定を目指すため平成24年度から平成28年度までの計画として「第4期財政健全化推進計画」を策定し行動することとします。

なお、毎年度、計画に掲げた目標に対する状況を分析・評価するとともに、必要に応じ改訂版を発行します。

経 過

計画（実施）期間	策定の基本的考え方
平成 10 から 12 年度	「鹿沼市行政改革大綱」に基づき「鹿沼市財政健全化推進計画」を策定した。
平成 13 から 17 年度	「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 4 次総合計画第 2 ステージ『鹿沼“夢未来”創生プラン』と計画期間を整合するものとして見直し、策定した。
平成 1 8 年 度	次期総合計画の策定に併せ「第 2 期鹿沼市財政健全化推進計画」を 1 年延長した。
平成 19 から 23 年度	「第 3 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 5 次総合計画前期 5 力年計画の確実な推進のため計画期間を整合させて策定した。
	平成 23 年 3 月 急速な社会情勢の変化に対応するため、改訂版を策定した。
平成 24 から 28 年度	「第 4 期鹿沼市財政健全化推進計画」を第 6 次総合計画前期基本計画及び第 5 期行政改革大綱に基づき策定した。

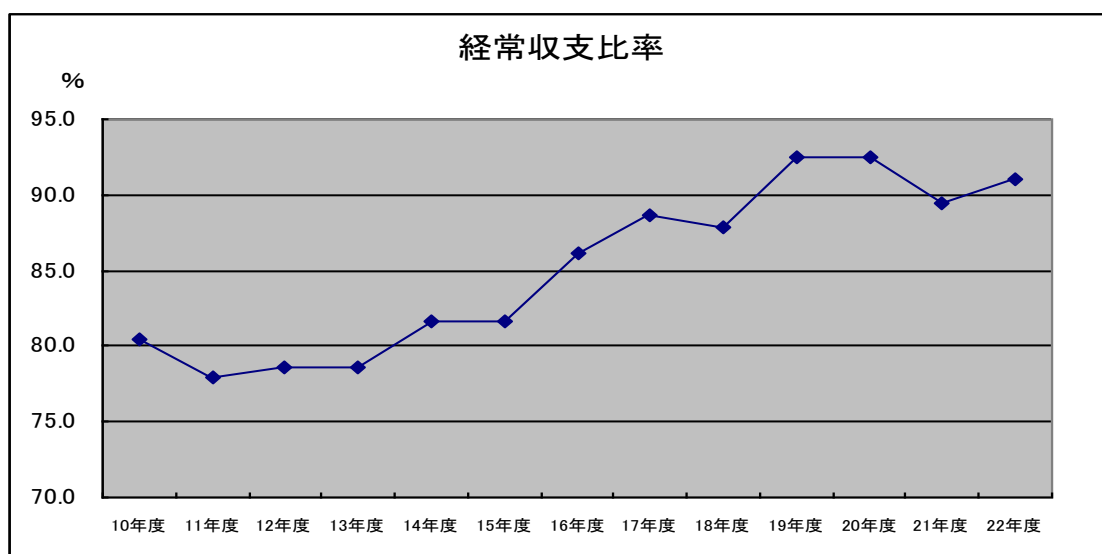
財政の現状

本市は、平成 10 年度から 12 年度までの「財政健全化推進計画」から、平成 19 年度から 23 年度までの「第 3 期財政健全化推進計画」に至るまで、財政の健全性堅持に努めています。

その間、旧粟野町との合併など市政運営に大きな影響を与える要因はありましたが、財政の健全性は維持されている状況です。

主な普通会計（一般会計＋見笹霊園事業費特別会計）における指標については次のとおりです。

①経常収支比率の状況



経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費や施設の維持管理経費など経常的に支出される経費に地方税、地方交付税などの経常的に収入しうる財源がどの程度充当されているかを見るための指標であり、財政構造の弾力性を判断するためのもので下記の計算式で求められる指標です。

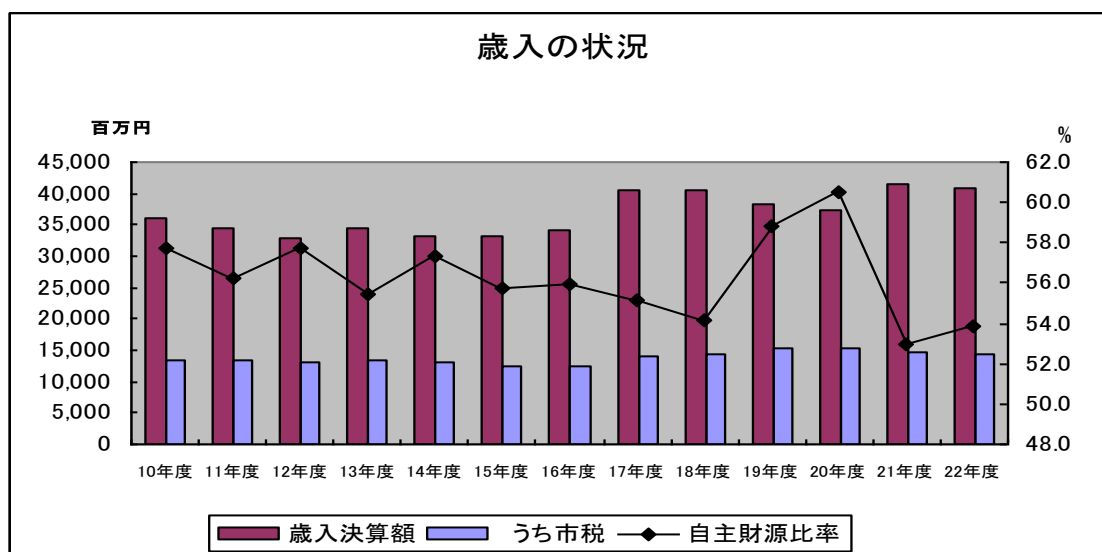
$$\left(\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \right) \times 100$$

この指標は財政構造の弾力性を判断するための指標であり、経験的に 75% 程度が適当とされています。

しかしながら、社会保障費をはじめとする経常経費が年々増嵩して行くにもかかわらず、財源が伸び悩んでいるため、経常収支比率は増加傾向にあります。平成 22 年度決算における県内 14 市の平均は 88.5% であり、本市は 90.8% と硬直化がより進んでいます。ただし、経常一般財源の中には臨時財政対策債

発行分も含まれているので、発行額が他市に比べて比較的少ない本市にとっては厳しい指標となっています（臨時財政対策債発行分を除くと平成 22 年度決算における 14 市の平均は 95.5%となり、本市は 95.1%となるので平均以下となります）。

②歳入の状況

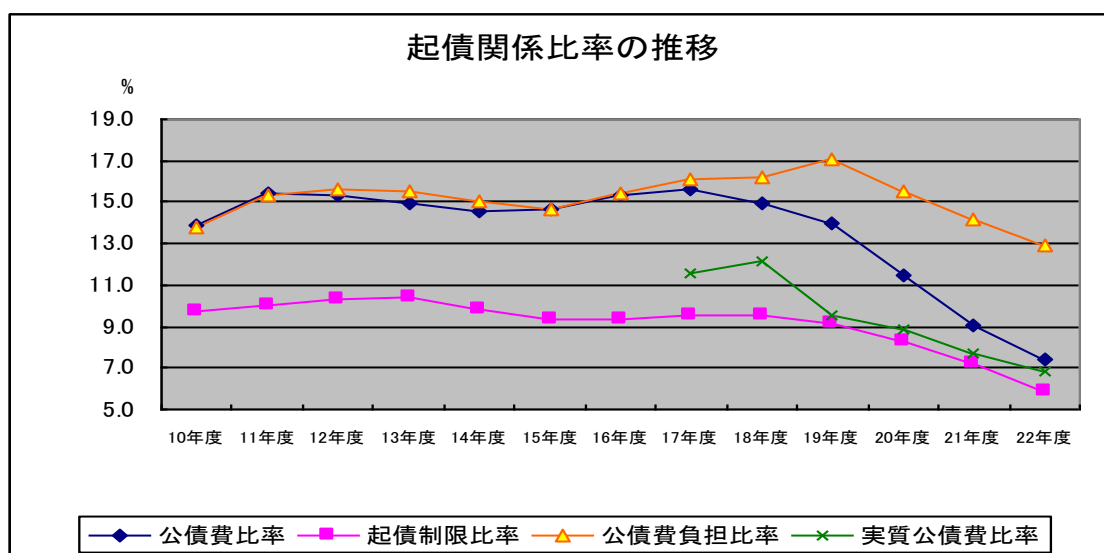
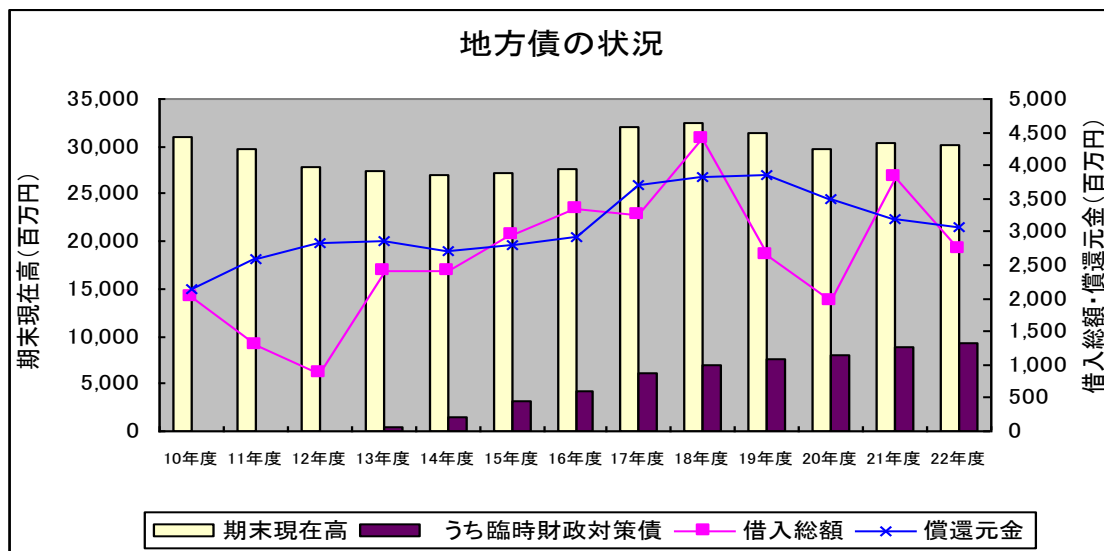


歳入決算額のうち市税の占める割合は 4 割前後であり、平成 19 年度の税源移譲により一時的に収入が増加したものの、その後のリーマンショックを発端とする世界的不況の影響もあり、平成 22 年度においては 35.1%となっています。

平成 22 年度決算における県内 14 市の平均は 37.2%であり、本市においては歳入中の市税の占める割合が低いほうになります。

自主財源比率とは、市税や使用料及び手数料、財産収入など市独自に収入しうる財源が収入全体に占める割合のことですが、三位一体の改革により税源移譲を受けた 19 年度及び 20 年度を除くと減少傾向にあり、依存財源が増加傾向にある状況です。依存財源は、国庫補助金や県負担金など、国や県などからの収入でありますので、国県の動向に左右されることから、先行きは不透明な状況にあると言えます。

③地方債の状況



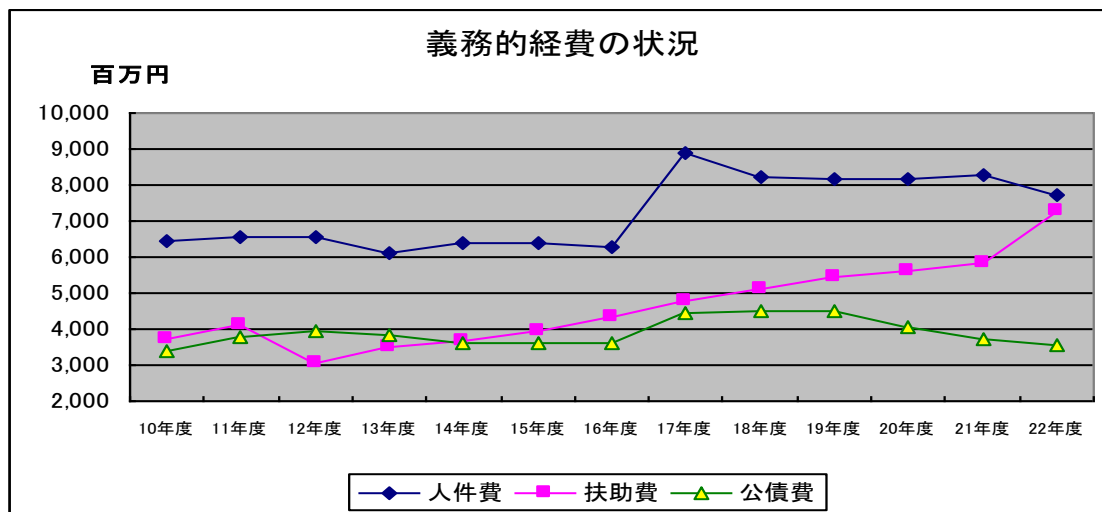
地方債は一般家庭における借金であるので、むやみに発行することは、将来の財政負担として重くのしかかってきます。

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされておりますが、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合や、収益的な投資のように将来の住民にも経費を分担させ、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合等には、地方債を経費の財源とすることができるかとされています。

しかしながら、地方債の安易な発行は、後年度の住民に過重な負担を強いることにもなることから、本市においては、平成 10 年度より「財政健全化推進計画」を策定・進行管理することによって地方債の抑制を図っています。

その結果、健全化判断比率の1つである実質公債費比率をはじめ、各起債関係比率については、県内でも良好なものとなっています。

④義務的経費の状況

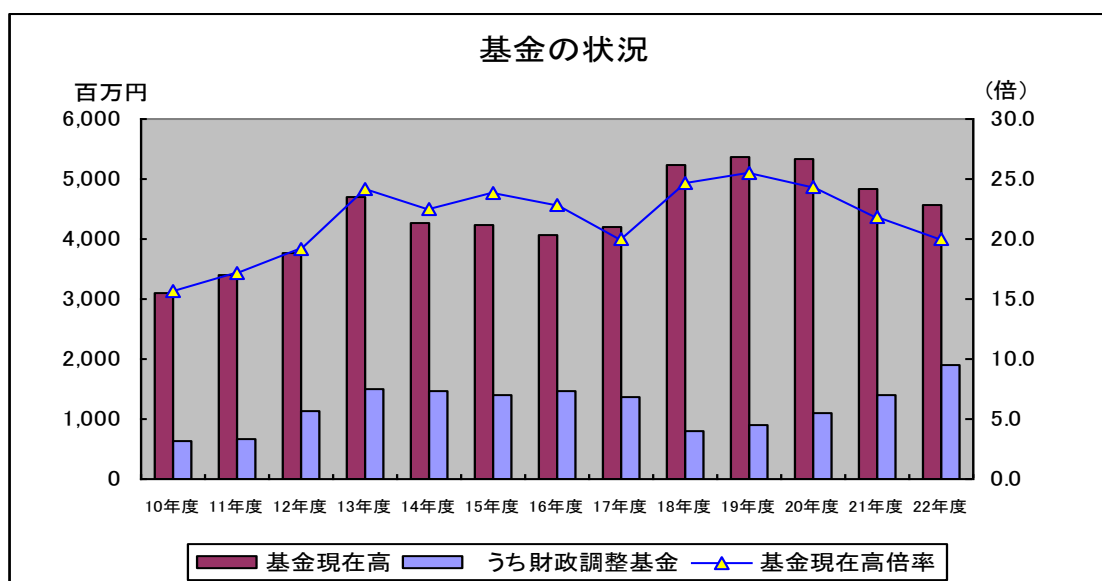


義務的経費とは、歳出のうちその支出が義務づけられ任意に節減できない人件費、扶助費、公債費のことであり、極めて硬直性の強い経費です。

歳出の構成において、経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることとなりますが、この義務的経費の比率が大きければ大きいほど、経常的経費の増大傾向が強くなり、財政の健全化の障害となってきます。

本市においては、人件費及び公債費についてはさまざまな取組みにより減少傾向にあります。一方、扶助費は着実に増加している状況にあります。

⑤基金の状況



基金とは、一般家庭における貯金のことです。

地方公共団体の財政は、経済不況等による大幅な税収減や災害の発生等予期せぬ収入減や支出増に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、基金への積立をしておくことが必要です。

しかしながら、本市の状況は、平成 22 年度決算における市民一人当たりの財政調整基金残高を県内他市と比較すると、14 市中 2 番目に少ない状況であり、年度間の財源調整能力が低い状態にあります。

※基金現在高倍率＝基金現在高／標準財政規模

以上の状況を踏まえ、健全財政を堅持するための施策を次のとおり実施します。

I. 歳出の抑制について

1. 義務的経費の抑制

「財政の状況」でも示したように、義務的経費の増嵩は財政の硬直化を進行させます。弾力性のある財政運営を行うためには、義務的経費の抑制を図っていく必要があります。

そこで、人件費、扶助費、公債費のそれぞれの費目に応じた抑制策を展開して行くこととします。

①人件費の抑制

目標 平成27年4月1日現在 職員数897人 (平成23年4月1日現在職員数954人より57人削減)

定員適正化計画に基づき計画的な職員採用を行い、事務の効率化や民間委託等の推進により、職員数と総人件費の抑制を図ります。

②扶助費の抑制

目標 市単独扶助費の抑制を図ります。

扶助費は、生活保護法や児童福祉法、老人福祉法など、主に法令に基づき支出される経費であるので、国の施策によっては変動の大きい経費であるといえます。

国の制度によるものについては抑制できませんが、市単独で行っているものや国の制度に上乗せして行っている部分については、市の裁量で判断することができますので、そのような市単独扶助費を費用対効果の観点から検証し、抑制を図っていきます。

③公債費の抑制（別掲）

公債費の抑制については、借入自体の抑制を図る必要があることから『市債の健全化』において目標値等を示すこととします。

2. 物件費の抑制

目標 経常物件費については平成 22 年度決算額を上限として抑制を図ります。

民間委託や職員数の抑制などの取組みによる人件費の削減は、反面、委託料や賃金などの物件費を上昇させるリスクとはなりますが、継続して枠配分を行うなど、経常物件費の抑制を図ります。

3. 補助金の整理合理化

目標 平成 24 年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。

補助金の整理合理化については、前計画と同様、すべての補助金について PDCA サイクルに則った不断の見直しを行います。

また、補助金等検討委員会において、平成 24 年度に団体運営補助金の見直しを行うとともに、毎年度の当初予算編成時に以下の観点で見直しを実施します。

- 対象事業としての妥当性（行政目的に即した事業であるか精査）
- 対象団体の適格性（補助団体の収支状況の把握）
- 補助率の見直し（各種補助金間の整合性の確保）
- 補助金の新設、増額の抑制
- 終期の設定

4. 維持補修費の抑制

目標 計画期間中に利用が少ない（又は限られた）公共施設の休・廃止又は再利用を検討します。

維持補修費は、施設の状態により、必要となりますが、新規施設の建替えを抑制し、ライフサイクルコストを延ばす取組みから、増加傾向となる経費であります。

そこで、施設そのもののあり方を検討し、利用の少なくなった、あるいは利用の限られた施設については、休・廃止又は再利用の検討を行います。

廃止された施設については、譲渡や跡地の売却を含めた検討を行います。

5. 特別会計繰出金の抑制

目標 財源補填的な繰出金や基準外繰出金の抑制を図ります。

特別会計は基本的にはそれぞれの会計における収入によってまかなわれるべきものであるため、一般会計からの繰出金は極力抑制すべきものです。下記に示した繰出金については抑制を図ります。

公共下水道事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、公設地方卸売市場事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計、水道事業会計
…国の示した繰出基準に基づかない繰出金

その他の会計…財源補填的な繰出金

6. 事業評価

目標 行政評価の状況を予算編成に引き続き反映させます。

事務事業評価等の行政評価の結果を前計画同様予算編成に反映して行きます。

Ⅱ. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 平成28年度末の市税徴収率89%を確保します。

歳入の根幹である市税については、税負担の公平性・透明性の観点から今後も課税客体の適正な把握による賦課と徴収率の向上を図るものです。

(1) 滞納整理の強化

- 一斉催告の実施
- 早期の財産調査等の実施
- 厳正な滞納処分の実施
- 適正な執行停止の実施

(2) 市税・税外収入金滞納対策合同研修の実施

- 全庁的に統一的な視点で徴収を実施するため、市税・税外収入金滞納対策合同研修を実施

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

使用料手数料等の新設・改定については、議会の議決により条例が設定されることとなりますが、幅広く市民の理解と支持を得ることが肝要であるため以下のとおり取り組みます。

- 公平で適正な料金設定のため引き続き市民の代表からなる使用料手数料等審議会へ諮問し、市民意見の反映を行います。
- 原価計算方式により料金を算出します。さらに、サービスの性格等により受益者負担区分を設け考え方の統一を図ります。

目標 平成24年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

市民負担の公平性確保には、経済情勢等に柔軟に対応していくため、料金の見直しを定期的に行う必要がありますので、前回（平成21年度）に引き続き、使用料手数料全件の原価計算により見直しを実施します。

3. 遊休未利用地の積極的売却

目標 遊休未利用地を積極的に売却します。

売却可能な土地（法定外公共物などを含む）については、財源を確保するほか市民の利便性に供するため積極的に処分を進めます。

4. 税外収入未収金対策の強化

目標 滞納額を積極的に整理します。

使用料や負担金などの税外収入について、受益者負担の原則に基づき賦課されていますが、滞納が生じている現状があります。

そこで、鹿沼市債権管理条例の適切な運用により、積極的な整理に努めます。

- ・全庁的に統一的な視点で徴収を実施するため、市税・税外収入金滞納対策合同研修を実施（再掲）

5. ふるさと納税制度の活用

目標 ふるさと納税制度の趣旨普及を図ります。

ふるさと納税制度は「ふるさと寄附金」とも呼ばれ、平成20年度に創設されました。

本市においては、ホームページ等で周知をしておりますが、更なる趣旨普及のための活動を行っていきます。

6. 新たな財源の確保

目標 平成25年度までにネーミングライツを実施します。

新たな財源の確保のひとつとして、公共施設のネーミングライツを計画期間の前半に実施し、その後拡大を図っていきます。

Ⅲ. 市債の健全化について

平成22年度末の普通会計市債現在高は、300億9千万円であり、市民1人当たりの残高は294千円と、県内14市中2番目に低く、良好な状況です。しかし、平成13年度からの交付税代替財源として発行した臨時財政対策債の残高は92億7千万円と全体の30.8%を占め、今後の公債費の増高要因となっています。

加えて、合併特例期間内に発行を予定する特例債により、さらに残高の増大も懸念されることから、本計画を推進することで財政構造の健全性を確保するものであります。

1. 市債借入の抑制等

①建設債発行の抑制

目標 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とします。

合併特例債は、普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の70%が算入となる、財政運営上有利な地方債のひとつであります。合併後10年となる平成27年度が発行期限となることから、この有利な地方債を活用しながら発行額を抑制することとし、5年間の発行額の上限を100億円、年平均20億円を目標とします。

②臨時財政対策債の抑制

目標 臨時財政対策債の発行を本来交付税分(普通交付税+臨時財政対策債発行可能額)の20%以内とします。

普通交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債については、本来交付税の20%以内を目標とします。

目標 平成28年度決算における実質公債費比率5.0%を目指します。

実質公債費比率は、平成18年度に起債許可制度から協議制度への変更に伴い導入された起債制限をするための指標であり、過去3カ年の平均が18%以上の団体については、比率に応じ、健全化のための計画を立て実行することが求められています。幸い本市においては、制限を受けるよう

な事態には陥っておりませんが、今後もこの指標を注視しつつ健全財政の堅持を進めて行く必要があります。

今後は、普通交付税の減額や臨時財政対策債の縮減などにより、実質公債費比率は年々上昇することが予測されますが、起債の発行額の抑制とともに、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に措置される有利な起債の活用を図りながら、平成 28 年度決算における実質公債費比率が 5.0% となるよう努めていきます。

目標 平成 28 年度末現在高 260 億円以内(普通会計)を目指します。

平成 22 年度末現在高は、前述のとおり良好な状態にありますが、今後も現状を維持するため、建設債や臨時財政対策債の発行額を抑制していきます。

ただし、本計画策定時（平成 23 年度）には地方交付税の代替措置である臨時財政対策債の発行が 25 年度までの措置であるという国の計画に基づいていますので、その状況によっては見直しを行うこととします。

2. 銀行等縁故債入札制度の継続

目標 引き続き入札制度を実施し、償還利子の節減に努めます。

平成 22 年度まで、縁故債の借り入れについては、入札を実施し償還利子の節減に努めてきましたが、今後も引き続き実施して行くことで、公債費の低減を図ります。

また、繰上償還の対象となるものについては積極的に対応し、低利に借換を行います。

IV. 基金の確保について

1. 財政調整基金の確保について

目標 財政調整基金の平成28年度末現在高を23億円以上とします。

財政調整基金については、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金ではありますが、経済不況等による大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財政調整基金の確保は必要であります。

財政調整基金の年度末現在高を平成22年度の標準財政規模（22,761,212千円）の10%以上の確保を目指し、平成28年度末現在高23億円以上とします。

V. 財政健全化判断比率の健全性堅持について

財政健全化判断比率とは、平成21年4月に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき公表することが義務付けされた、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことです。当該比率に依りて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

1. 実質赤字比率の抑止

目標 実質赤字比率は発生させません。

実質赤字比率とは、標準財政規模（地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す）に対する普通会計（一般会計＋見笹霊園特別会計）における歳入総額から歳出総額を差し引いた収支額（実質赤字額）の割合であるので、赤字額が発生しなければ、実質赤字比率は成立しません。

計画期間中は、赤字額を発生させないことを目標とします。

2. 連結実質赤字比率の抑止

目標 連結実質赤字比率は発生させません。

連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する普通会計及び公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公営企業会計（水道事業会計、公共下水道事業費特別会計、簡易水道事業費特別会計、公設地方卸売市場事業費特別会計、農業集落排水事業費特別会計））における実質赤字額の割合です。

実質赤字比率同様、計画期間中は、赤字額を発生させないことを目標とします。

3. 実質公債費比率の抑制

目標 平成28年度決算における実質公債費比率5.0%を目指します
(再掲)。

国より示されている早期健全化判断基準は 25.0%ではありますが、「Ⅲ. 市債の健全化について 1. 市債借入の抑制等」に掲げたとおり、平成 28 年度決算における実質公債費比率 5.0%を目指します。

4. 将来負担比率の抑制

目標 平成28年度決算における将来負担比率50%を目指します。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合であり、負債の中には一般会計等が負担すると見込まれる公営事業会計、一部事務組合、地方公社・第3セクター等の負債も含まれます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度の前年度において実際に生じた収支（資金）不足の状況や公債費等の負担の状況を示すいわゆるフロー指標であり、地方公共団体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものです。そこで、負担を将来に先送りすること等により将来的に財政悪化が生じないよう、実質的な負債を捉えたいわゆるストック指標として、新たに規定されたものであります。

早期健全化基準は350%と設定されておりますが、平成 28 年度決算における将来負担比率 50%を目指します。

以上の取り組みにより第 4 期財政健全化推進計画期間中の財政計画額等健全財政が維持できるものとなります。(p 18 参照)

おわりに

現在、財政状況の公表として、当初予算の市税収入や目的別支出における市民一人当たりの金額、上半期・下半期の収支状況、決算についてはバランスシート等を市広報紙やホームページで公表しています。

今後、本計画の進捗状況などについても公表し、市民へ財政状況をできるだけ分かりやすく伝え、説明責任を適切に果たしてまいります。

中期財政計画(平成24～28年度)

本計画は「第4期財政健全化推進計画」に基づき行動した場合の普通会計(一般+見笹)の財政計画として作成した。なお、行財政制度は現行制度(平成23年度現在)に変化がないものとして推計した。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成22年度(決算)	平成23年度(決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市 税	14,368	14,391	13,908	13,845	13,936	13,774	13,826
地 方 交 付 税	6,256	6,470	6,200	6,148	7,854	8,003	8,119
分 担 金 及 び 負 担 金	487	685	618	445	445	445	497
使 用 料 及 び 手 数 料	1,000	958	818	958	958	958	958
国 県 支 出 金	7,825	7,793	6,639	7,000	7,380	8,133	6,555
市 債	2,752	3,126	2,496	3,000	2,150	1,880	1,920
そ の 他	8,257	8,638	6,903	8,004	8,254	8,228	7,640
合 計	40,945	42,062	37,583	39,400	40,977	41,421	39,516

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成22年度(決算)	平成23年度(決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
義 務 的 経 費	18,947	19,125	18,768	18,913	19,266	19,483	19,802
人 件 費	8,139	8,341	8,098	7,833	7,790	7,728	7,620
扶 助 費	7,254	7,206	7,023	7,562	7,861	8,176	8,507
公 債 費	3,553	3,579	3,647	3,518	3,615	3,579	3,675
投 資 的 経 費	5,896	5,937	3,415	4,081	4,906	5,008	3,244
そ の 他	14,854	17,000	15,399	16,406	16,805	16,930	16,471
合 計	39,697	42,062	37,583	39,400	40,977	41,421	39,516

【基金の状況(期末現在高見込)】

(単位:百万円)

区 分	平成22年度(決算)	平成23年度(決算見込)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
財 政 調 整 基 金	1,907	1,499	1,444	1,658	1,872	2,086	2,300
減 債 基 金	310	311	311	311	311	311	3

【財政指標等】

区分	22決算	28目標
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	6.8%	5.0%
将来負担比率	56.3%	50.0%
市債現在高	301億円	260億円

※普通会計(一般+見笹)での推計である。

※かめま元気債借換分を除く。

※市債関係の指標等は臨時財政対策債の動向により見直しが必要となります。

資料編

【第3期財政健全化推進計画（改訂版）進捗状況データ集】

第3期財政健全化推進計画(改訂版)進捗状況データ集

I. 事務事業・補助金等の整理合理化について

1. 事務事業の整理合理化

目標 平成23年度までに、事業数10%以上の統廃合を目指します。

当初予算事務事業数

(単位:事業)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般会計事務事業数	562	565	560	532	522	506	547	518	504	487	489	490
特別会計事務事業数	130	128	125	126	126	125	161	163	169	175	172	161
合計	692	693	685	658	648	631	708	681	673	662	661	651
								3.8%	4.9%	6.5%	6.6%	8.1%

目標 経常物件費の伸びを1.0%以内に抑制します。

経常物件費の推移

(単位:千円、%)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常物件費	3,294,937	3,349,003	3,407,764	3,456,818	3,387,861	4,175,110	4,271,352	4,291,435	4,101,187	3,884,429	3,980,493	4,032,849
伸び率								0.47	△ 3.98	△ 9.06	△ 6.81	△ 5.58

新

目標 義務的経費の削減を図ります。

義務的経費の推移

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度(基準年度)	23年度
人件費	6,562,816	6,137,460	6,392,691	6,370,039	6,304,503	8,882,817	8,242,242	8,163,001	8,174,520	8,257,078	7,748,337	7,747,312
扶助費	3,075,617	3,483,516	3,656,755	3,931,473	4,345,823	4,755,843	5,133,608	5,438,647	5,585,709	5,835,261	7,254,475	7,352,184
公債費	3,926,477	3,859,104	3,633,253	3,636,753	3,620,362	4,450,078	4,495,472	4,499,953	4,082,995	3,721,764	3,552,784	3,607,295
計	13,564,910	13,480,080	13,682,699	13,938,265	14,270,688	18,088,738	17,871,322	18,101,601	17,843,224	17,814,103	18,555,596	18,706,791
伸び率	-	△ 0.6	1.5	1.9	2.4	26.8	△ 1.2	1.3	△ 1.4	△ 0.2	4.2	0.8

2. 補助金の整理合理化

目標 平成20年度に、団体運営補助金等の見直しを実施します。

平成21年度当初予算編成時に見直しを実施

(単位:千円、%)

区分	平成19年度決算額	平成20年度当初予算額	平成21年度当初予算額	H19との比較	H20との比較
補助金計	202,908	202,470	191,715	△ 11,193	△ 10,755
伸び率					△ 5.31

3. 事業評価

目標 平成20年度までに新たな行政評価システムに基づく評価を当初予算編成に反映させます。

平成21年度当初予算編成時より事務事業評価を基に「財政課提案」を実施、また23年度当初予算編成時より「事業仕分け」結果を反映予定

区分	21年度	22年度	23年度当初予算	
	当初予算	当初予算	財政課提案	事業仕分け
提案件数	43	25	27	42
予算反映件数	19	17	6	21

II. 財源の確保対策について

1. 市税の確保

目標 平成23年度の市税徴収率87%を確保します。

市税徴収率の推移

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
徴収率	86.3	85.9	84.7	85.7	85.7	86.6	88.1	89.0	89.3	88.8	88.4	88.6

鹿沼市のみ

目標 口座振替加入率を平成23年度までに43%を目指します。

口座振替の状況

(単位:人、%)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
口座振替者数	28,048	32,116	33,779	34,693	35,487	36,070	44,958	44,931	42,564	44,884	40,794	41,540
振替率	30.4	34.1	35.4	35.8	36.4	36.2	39.4	39.1	37.8	38.2	35.5	36.8

2. 使用料手数料等の適正化

目標 使用料手数料等審議会への諮問を継続して実施します。

諮問の状況

(単位:回)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
諮問回数	1	1	2	2	1

目標 平成21年度に使用料・手数料の全件見直しを実施します。

使用料・手数料の見直し状況(21年度)

使用料・手数料のうち法定分及び平成18年度～21年度に使用料手数料等審議会に諮問し料金が改定又は新規制定されたものを除いた使用料278件、手数料32件、計310件について『使用料手数料改定基準』に基づき見直しの実施

各課の原価計算実施時期

平成21年8月7日(金)～31日(月)

財政課の算定内容確認

平成21年9月1日(火)～11日(金)

算定結果

(単位:件)

区分	使用料	手数料	計
増額	150	28	178
据置	45	2	47
減額	83	2	85
計	278	32	310

※ただし、22年度からの改定は経済情勢等を勘案し、旧粟野地域との格差が残る粟野地域の体育施設使用料のみを料金体系を含め改定した。

3. 新規等財源の確保

目標 平成23年度までに新たな財源を創設します。

平成20年度よりふるさと納税の開始

(単位: 件、円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	5	6	26	24
金額	2,710,000	1,529,600	1,395,000	3,393,000

平成22年度よりネーミングライツ導入の研究開始(行革実施計画追加計画)

新

目標 財政調整基金の平成23年度末現在高を11億円以上とします。

財政調整基金期末現在高の推移

(単位: 千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財政調整基金 期末現在高	1,132,874	1,493,954	1,474,624	1,409,960	1,480,256	1,380,806	791,642	893,934	1,111,318	1,411,846	1,906,982	2,450,155

Ⅲ. 市債の健全化について

1. 市債借入の抑制等

目標 建設事業債の5年間の発行額を100億円以内とします。

目標 実質公債費比率13%以内を堅持します。

変更

目標 平成23年度末現在高303億円以内(普通会計)を目指します。

(単位: 百万円、%)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度(基準年度)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
借入総額	865	2,397	2,413	2,956	3,343	3,014	4,397	2,641	1,961	3,823	2,752	2,417
うち一般債	707	1,781	1,288	1,030	1,865	1,907	3,229	1,704	1,084	2,649	1,732	1,669
うち減税補てん債	158	165	159	207	240	156	136	0	0	0	0	0
うち臨時財政対策債	0	451	966	1,719	1,238	951	1,032	937	877	1,174	1,020	748
期末現在高	27,780	27,311	27,003	27,147	27,569	27,426	32,562	31,346	29,801	30,418	30,091	29,346
償還元金	2,827	2,865	2,721	2,811	2,921	3,261	3,815	3,856	3,506	3,206	3,079	3,162
							発行額累計	1,704	2,788	5,437	7,169	8,838
							縮減額累計	△ 1,216	△ 2,761	△ 2,144	△ 2,471	△ 3,216
							実質公債費比率	9.5	8.9	7.7	6.8	5.1

2. 銀行等縁故債入札制度の継続

目標 引き続き入札制度を実施し、償還利子の節減に努めます。

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入札回数	1	2	3	5	5

【実施内容】

19年度: H19.5.11借入分 995,600千円 借入利率 1.800% 3社応札
(H20.3.21借入分 454,500千円)

20年度: H20.5.27借入分 116,500千円 借入利率 1.540% 4社応札
H21.3.27借入分 230,200千円 借入利率 1.200% 4社応札

21年度: H21.4.30借入分 684,700千円 借入利率 1.431% 3社応札
h22.3.12借入分 304,000千円、412,200千円 借入利率 各0.927% 4社応札

22年度: H22.5.28借入分 2,181,800千円(4本に分割) 借入利率 1.18%~1.32% 4社応札
H23.3.25借入分 430,300千円 借入利率 1.02% 5社応札

23年度: H23.5.26借入分 1,277,800千円(3本に分割) 借入利率 0.82% 6社応札

H24.3.25借入分 459,500千円、129,400千円 借入利率 0.505%、0.21% 6社応札

IV. 地方公営企業等の経営基盤強化について

1. 経営健全化推進計画等による指針の明確化

目標 準公営企業等の経営健全化推進計画を平成20年度までに策定します。

公共下水道事業費特別会計	平成20年度策定済み (平成21～25年度計画)
簡易水道事業費特別会計	
公設地方卸売市場事業費特別会計	
見笹霊園事業費特別会計	
農業集落排水事業費特別会計	
公営企業(水道)	